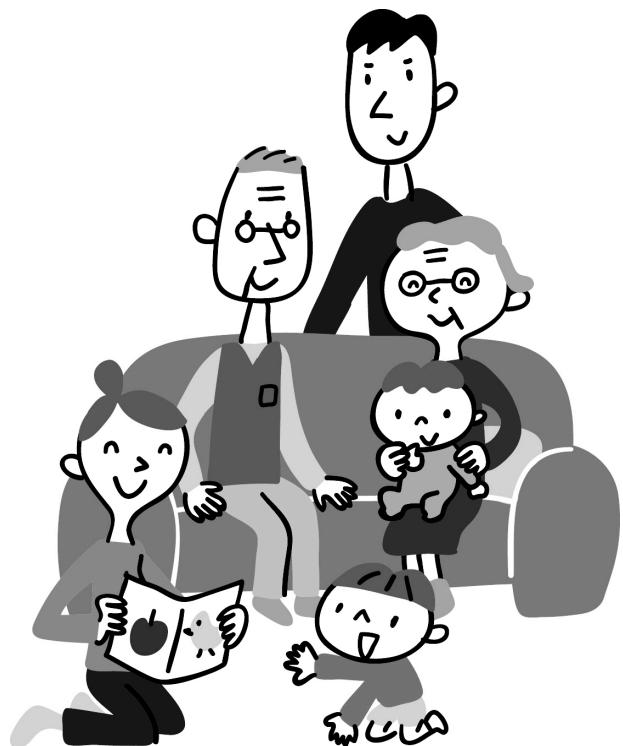


桂川町第3期障がい福祉計画



平成 24 年 3 月

桂川町

はじめに

障がいのある人を取り巻く環境は、平成 18 年 4 月に施行された「障害者自立支援法」で大きく変わりました。また、平成 22 年 12 月に「障害者自立支援法」の改正に伴い、応能負担への変更や「発達障がい」も対象になることが明確化されました。

こうした状況の中、桂川町では、「互いに理解し 支え合い ともに生きる」を基本理念に、平成 18 年度に「第 1 期障害福祉計画」を、平成 21 年度から「第 2 期障がい福祉計画」を基本において、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざし、生活支援、就労支援、福祉サービスの充実、社会参画の促進等障がい者施策の総合的な推進に努めてまいりました。

「障がい福祉計画」は、障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービスの確保に関する方策を示す計画で、3 年ごとの計画策定が法律で定められています。

このため、今回は、「第 2 期障がい福祉計画」の計画期間満了に伴い、社会情勢の変化や障がい者福祉制度の改正、本町における新たな課題に対応するため、「第 3 期障がい福祉計画」を策定したところです。

今後は、本計画に基づいて障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心していきいきと生活し、地域社会の一員として、自分らしい生活を自らの意思で選択できる社会の実現をめざします。

また、一人ひとりがその能力と特性を生かし、安心して日常生活や社会生活を送るためにには、地域での支え合いが何より大切であり、皆様のさらなるご理解とご支援をお願い申し上げます。

結びに、熱心にご議論いただきました「第 3 期障がい福祉計画策定委員会」の皆様をはじめとして、計画の策定にあたり、貴重なご意見や多大なご協力をいただきました皆様方に、心から感謝申し上げます。



平成 24 年 3 月

桂川町長 井上 利一

≪ もくじ ≫

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 障害者自立支援法の改正	4
5 策定の体制	5
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	7
1 桂川町の人口動態	8
2 障害者手帳所持者等の状況	11
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 計画の基本理念	18
2 計画の基本的な視点	19
3 施策の体系	20
第4章 障がい福祉サービス	21
1 基本的な考え方	22
2 訪問系サービス	22
3 日中活動系サービス	25
4 居住系サービス	29
5 相談支援	31
第5章 地域生活支援事業	33
1 基本的な考え方	34
2 相談支援事業	34
3 コミュニケーション支援事業	37
4 日常生活用具給付事業	38
5 移動支援事業	40
6 地域活動支援センター事業	41
7 その他事業	43

第6章 平成26年度に向けた数値目標	45
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	46
2 福祉施設から一般就労への移行	46
第7章 計画の推進体制	47
1 サービス利用支援体制の推進	48
2 計画の推進・評価体制	49
資料編	53
桂川町障がい福祉計画策定委員会設置要綱	54
桂川町障がい福祉計画策定委員会委員名簿	56
桂川町障がい福祉計画策定委員会開催内容	56

「障がい」の表記について

本計画書では、障がいのある人の基本的人権を尊重し、心のバリアフリー^{※1}を推進する観点から、原則として「障害」を「障がい」と表記しています。
ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。

^{※1} バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 障害者自立支援法の改正
- 5 策定の体制

1 計画策定の背景と趣旨

近年、社会情勢のめまぐるしい変化や保健・医療技術の進歩等を背景に、障がい者施策を取り巻く状況は大きく変化しています。平成 18 年に施行された「障害者自立支援法^{*1}」によって、これまで身体障がい、知的障がい、精神障がいごとに分かれていた各種サービスが一元化されるとともに、就労移行支援事業等が創設され、就労支援の抜本的強化が図られました。しかし、利用者負担については、支援費制度^{*2}の応能負担から、サービスの利用量に応じ定率 1 割の利用者負担を求める応益負担へと変更されたことにより、全国的な議論が起きました。

平成 22 年 12 月には「障害者自立支援法」が一部改正され、応能負担への変更や発達障がいも「障害者自立支援法」の対象となることが明確化されており、今後もさらなる法改正が予定されています。また、わが国が署名をしている「障害者の権利に関する条約」については、条約批准に向けた国内法を整備するため、平成 22 年 1 月に「障がい者制度改革推進会議」が設置され、平成 23 年 6 月に「障害者虐待防止法」、同年 7 月に「障害者基本法^{*3}」の一部を改正する法律案」が成立しました。そして、現在も国では「障害者差別禁止法」の制定等に向けた検討が進められています。

桂川町においては、平成 19 年 3 月に『桂川町障害者福祉計画』を策定し、障がい者施策の一層の推進を図っています。このうち、『障がい福祉計画』に該当する部分については、3 年ごとの見直しが定められているため、前計画における「基本理念」を基本としつつも、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の地域における適切な提供に向けて、『桂川町第 3 期障がい福祉計画』（以下、本計画）を策定しました。

^{*1}**障害者自立支援法**：障害者基本法の理念にのっとり、障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されていた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律。平成 18 年 4 月から施行され、市町村障害福祉計画の策定が位置づけられた。

^{*2}**支援費制度**：都道府県や市町村が、サービスの内容及び提供事業者等を決定する措置制度に替わって、平成 15 年から開始された障がい福祉サービス利用制度。障がいのある人自身が、希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだ上でサービスを利用する。なお、平成 18 年に施行された障害者自立支援法に基づき、給付の仕組みは変更されている。

^{*3}**障害者基本法**：心身障害者対策基本法の改正法として平成 5 年 11 月に制定、12 月に公布。目的・理念を障がいのある人の自立と社会、経済、文化等のあらゆる活動への参加促進したこと（平成 16 年改正より差別禁止の理念が追加）、障がい者の定義に精神障がいを加えたこと、障害の日の条文化（平成 16 年改正により「障害者週間」に変更）、障害者基本計画の策定等の点が特徴。また、市町村障害者計画が位置づけられ、市町村に基盤を置いた障がい者施策を促進することとなった。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第 88 条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

障害者基本法に基づく『桂川町障害者計画』が桂川町における障がい者施策全般に関する基本計画であるのに対して、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す事業計画として位置づけられます。

また、『桂川町障害者計画』をはじめとして、国や福岡県の関連計画を踏まえ、『第5次桂川町総合計画』を上位計画として、その他関連計画との整合性を持たせたものとします。

<【参考】障害者自立支援法（抜粋）>

<障害者自立支援法>

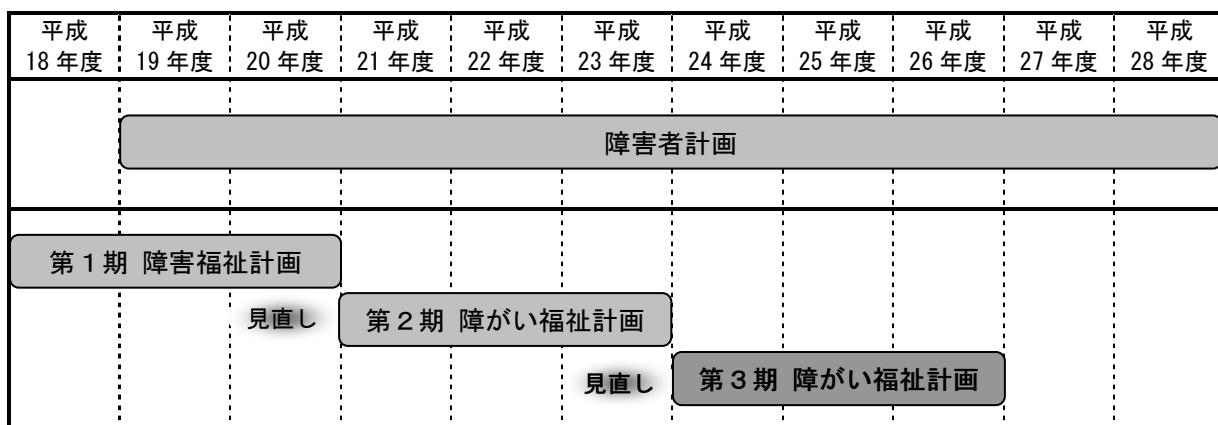
第八十八条(市町村障害福祉計画)

市町村は、基本方針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 24 年度から平成 26 年度の3年間とします。なお、國の方針等に従い、計画期間中に見直しを行う可能性もあります。

<計画の期間>



4 障害者自立支援法の改正

平成 22 年 12 月に「障害者自立支援法」が一部改正されており、本計画においても、定められている事項等について推進していくものとします。

障害者自立支援法等の一部改正^(注) の概要（平成 22 年 12 月）

①利用者負担の見直し（平成 24 年 4 月 1 日施行）

- －利用者負担について、応能負担を原則に
- －障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

②障害者の範囲の見直し（公布日施行）

- －発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

③相談支援の充実（平成 24 年 4 月 1 日施行）

- －相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- －支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

④障害児支援の強化（平成 24 年 4 月 1 日施行）

- －児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ等）
 - －放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
 - －在園期間の延長措置の見直し（18 歳以上の入所者については障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）
- ※障害者自立支援法に位置づけられている児童デイサービスは、改正後は児童福祉法に基づく「児童発達支援」または「放課後等デイサービス」として実施されることとなる。

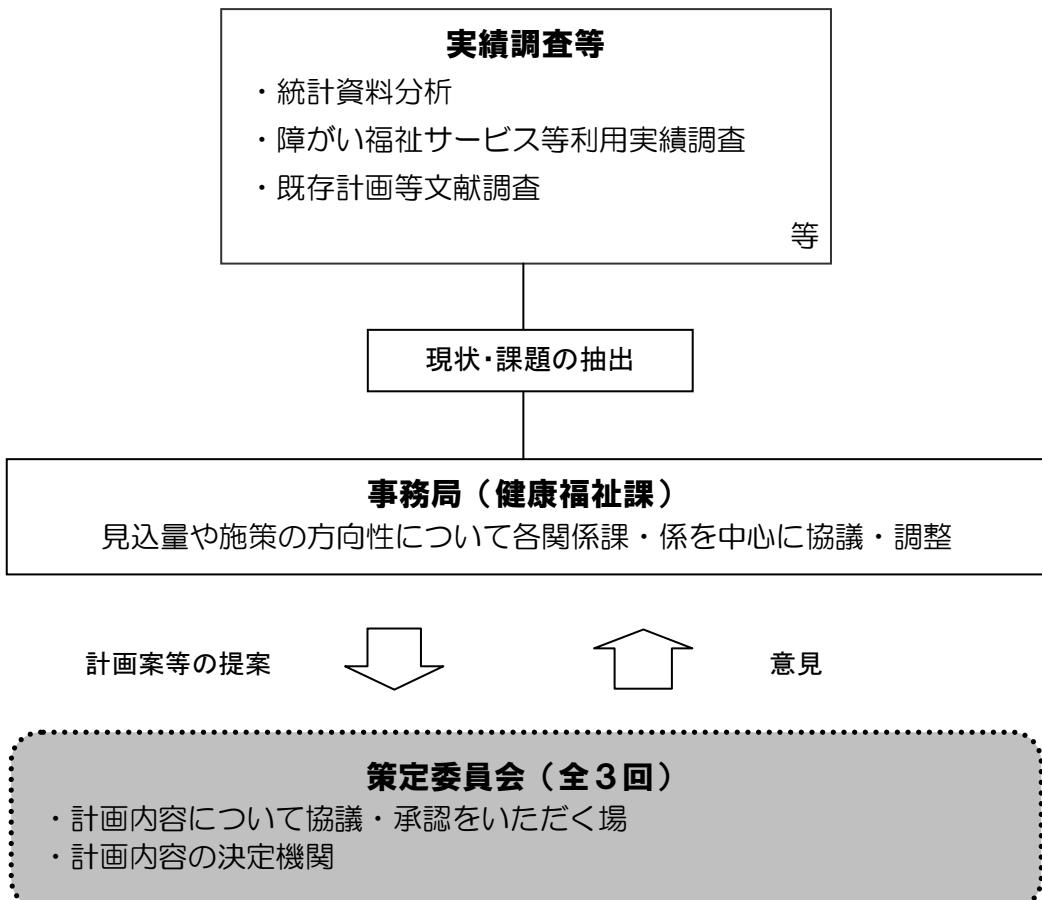
⑤地域における自立した生活のための支援の充実（平成 23 年 10 月 1 日施行）

- －グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - －重度の視覚障害者の移動を支援するサービス（同行援護）の創設（個別給付化）
- （その他）（1）「その有する能力及び適性に応じ」の削除、（2）成年後見制度利用支援事業の必須事業化、（3）児童デイサービスに係る利用年齢の特例、（4）事業者の業務管理体制の整備、（5）精神科救急医療体制の整備等、（6）難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討
- （1）（3）（6）：公布日施行
（2）（4）（5）：平成 24 年 4 月 1 日施行

（注）障害者自立支援法の本改正は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により改正されました。

5 策定の体制

本計画の策定にあたっては、保健医療関係者、社会福祉関係者、行政機関関係者等で構成される「策定委員会」において協議を行いました。



※ [] は、住民参加による策定プロセスを示す



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

- 1 桂川町の人口動態
- 2 障害者手帳所持者等の状況

1 桂川町の人口動態

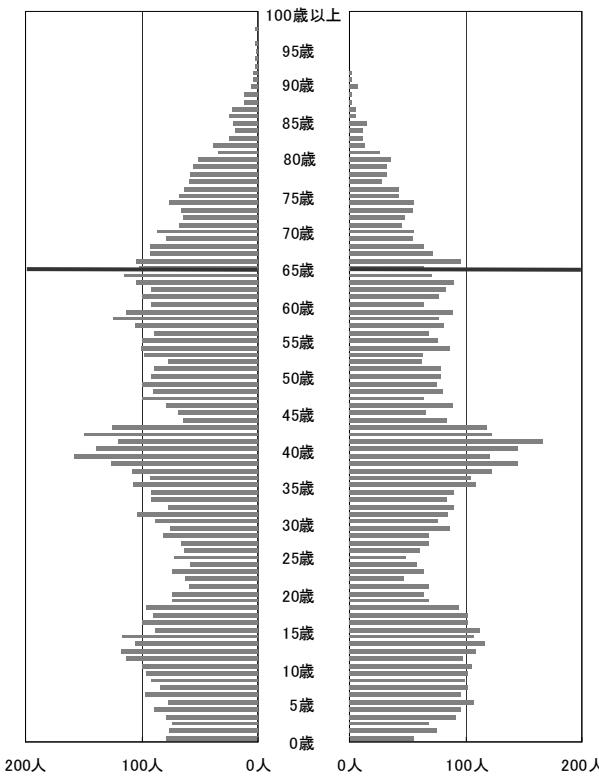
(1) 年齢人口構成の推移

平成2年と平成22年における年齢人口構成をみると、子どもの人口は減少し、65歳以上の高齢者が増加していることがうかがえます。

また、平成22年時点における60歳前後を中心とした年齢層（昭和22年～24年の第一次ベビーブームに生まれた、いわゆる団塊の世代）が一つの大きな山を形成しており、他の年齢人口層に比べ、顕著に多いことがわかります。この年齢層が高齢者（65歳以上）となる平成27（2015）年頃には、さらなる高齢化が進行するものと予測されます。

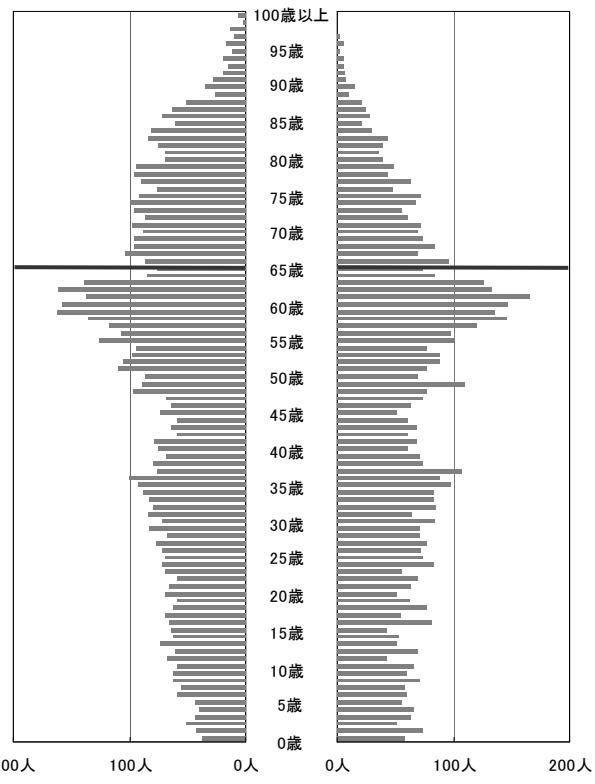
＜年齢人口構成＞

平成2（1990）年



【女性】

平成22（2010）年



【男性】

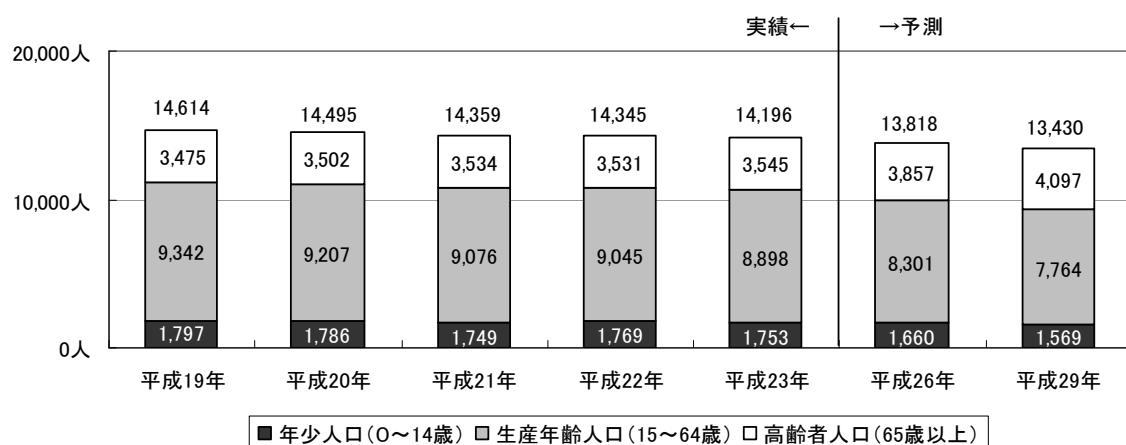
資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口の推移

桂川町の総人口は平成19年の14,614人から平成23年の14,196人と、4年間で418人の減少となっています。

年齢3区分別人口では、0~14歳までの年少人口と15~64歳の生産年齢人口が年々減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しています。高齢者人口は平成19年の3,475人から平成23年の3,545人と70人増えており、高齢化率も23.8%から25.0%に上昇しています。また、高齢者人口の内訳をみると、特に75歳以上の後期高齢者人口が大きく増加しています。

<年齢3区分別人口の推移>



※平成26・29年の推計値は、平成19~23年の住民基本台帳をもとに「コーホート変化率法」を用いて算出

資料：住民基本台帳

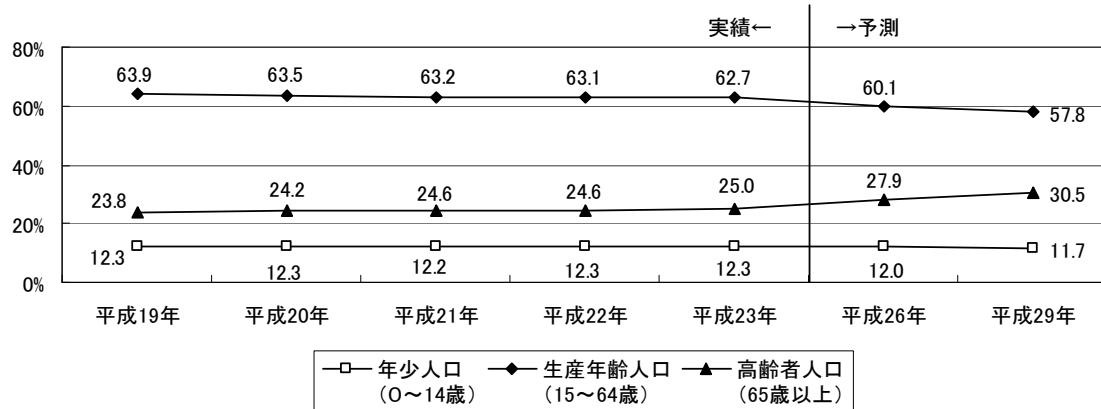
	単位：人							
	実績 ←	→ 予測						
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成26年	平成29年	
総人口	14,614	14,495	14,359	14,345	14,196	13,818	13,430	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
年少人口（0~14歳）	1,797	1,786	1,749	1,769	1,753	1,660	1,569	
	12.3%	12.3%	12.2%	12.3%	12.3%	12.0%	11.7%	
生産年齢人口（15~64歳）	9,342	9,207	9,076	9,045	8,898	8,301	7,764	
	63.9%	63.5%	63.2%	63.1%	62.7%	60.1%	57.8%	
高齢者人口（65歳以上）	3,475	3,502	3,534	3,531	3,545	3,857	4,097	
	23.8%	24.2%	24.6%	24.6%	25.0%	27.9%	30.5%	
前期高齢者 (65~74歳)	1,660	1,641	1,676	1,641	1,641	1,941	2,166	
	11.4%	11.3%	11.7%	11.4%	11.6%	14.0%	16.1%	
後期高齢者 (75歳以上)	1,815	1,861	1,858	1,890	1,904	1,916	1,931	
	12.4%	12.8%	12.9%	13.2%	13.4%	13.9%	14.4%	

※平成26・29年の推計値は、平成19~23年の住民基本台帳をもとに「コーホート変化率法」を用いて算出

資料：住民基本台帳

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、平成19年では高齢者人口割合が年少人口割合を11.5ポイント上回っていましたが、平成23年ではその差は12.7ポイントまで拡大し、少子高齢化が進行しています。

＜年齢3区分別人口構成比の推移＞



※平成26・29年の推計値は、平成19～23年の住民基本台帳をもとに「コーホート変化率法」を用いて算出

資料：住民基本台帳

(3) 世帯の推移

桂川町の一般世帯総数は平成23年では6,133世帯となっており、そのうち65歳以上の高齢者のいる世帯は2,475世帯となっています。

平成19年以降の65歳以上の高齢者のいる世帯の推移をみると、平成20年の2,552世帯をピークに近年では減少しているものの、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯が占める割合は依然として増加傾向にあります。

＜65歳以上の高齢者のいる世帯の推移＞

単位：世帯

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
一般世帯総数	5,986	6,014	6,058	6,133	6,133
65歳以上の高齢者のいる世帯	2,506	2,552	2,535	2,516	2,475
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ひとり暮らしの世帯	663	672	668	655	673
	26.5%	26.3%	26.4%	26.0%	27.2%
高齢者夫婦世帯	464	480	465	471	477
	18.5%	18.8%	18.3%	18.7%	19.3%
その他の世帯	1,379	1,400	1,402	1,390	1,325
	55.0%	54.9%	55.3%	55.2%	53.5%

資料：民生児童委員による実態調査（一般世帯総数は住民基本台帳）

2 障害者手帳所持者等の状況

(1) 身体障がいのある人の状況

平成 19 年度から平成 23 年度の各年度 10 月 1 日時点の身体障害者手帳^{*1} 所持者数の推移をみると、全体では平成 22 年度以降減少に転じており、平成 21 年度の 970 人から平成 23 年度の 950 人と 20 人減少しています。

年代別にみると、「18 歳未満」に比べ「18 歳以上」が非常に多くなっており、平成 23 年度では 934 人と全体の 98.3% を占めています。

障がい程度別にみると、「1 級」が最も多くなっています。各程度において増減を繰り返しており、平成 23 年度では重度になるほど人数が多くなっています。

障がい種別にみると、平成 23 年度では「肢体不自由」が 545 人で最も多く、全体の 57.4% を占めています。平成 21 年度から平成 23 年度にかけて「視覚障がい」「聴覚・平衡機能障がい」が減少しているのに対し、「内部障がい」はやや増加傾向にあり、「音声・言語・そしゃく機能障がい」、「肢体不自由」は横ばいの状況となっています。

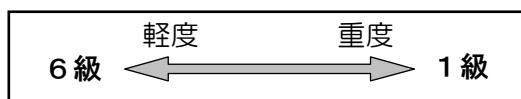
<身体障害者手帳所持者数の推移>

単位：人

区分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
合計		917	920	970	963	950
年代別	18 歳未満	14	16	16	18	16
	18 歳以上	903	904	954	945	934
障がい程度別	1 級	244	244	269	272	272
	2 級	192	183	183	176	177
	3 級	130	128	135	143	135
	4 級	167	178	195	193	192
	5 級	95	97	97	92	94
	6 級	89	90	91	87	80
障がい種別	視覚障がい	136	124	135	129	115
	聴覚・平衡機能障がい	103	101	100	94	88
	音声・言語・そしゃく機能障がい	24	22	23	25	23
	肢体不自由	505	520	549	543	545
	内部障がい	149	153	163	172	179

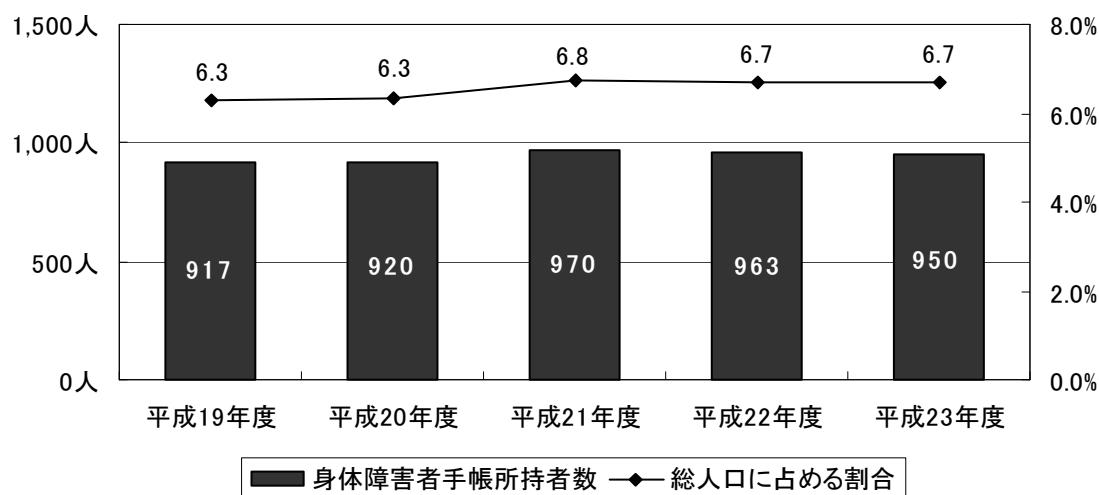
資料：健康福祉課（各年度 10 月 1 日現在）

<【参考】障がい程度の目安>

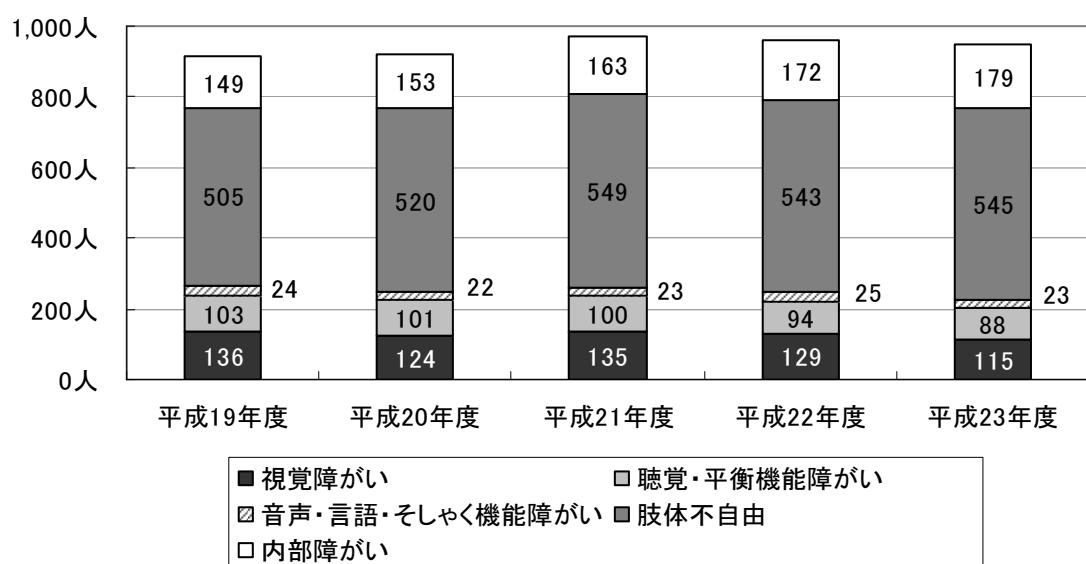


*1 **身体障害者手帳**：身体に障がいのある人が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付される手帳。身体障害者手帳の等級は、重度である 1 級から 6 級に区分されている。さらに、障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）等に分けられる。

＜身体障害者手帳所持者数と総人口に占める割合の推移＞



＜障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移＞



(2) 知的障がいのある人の状況

平成19年度から平成23年度の各年度10月1日時点の療育手帳^{*1}所持者数の推移をみると、全体では平成19年度の107人から平成23年度の120人と13人増加しています。

年代別にみると、「18歳未満」に比べ「18歳以上」が多く、平成23年度では95人と全体の79.2%を占めています。

障がい程度別にみると、平成19年度から平成23年度にかけて「B（中・軽度）」は増加傾向にあるものの、依然として「A（重度）」が多くなっています。平成23年度では、「A（重度）」が67人と全体の55.8%を占めています。

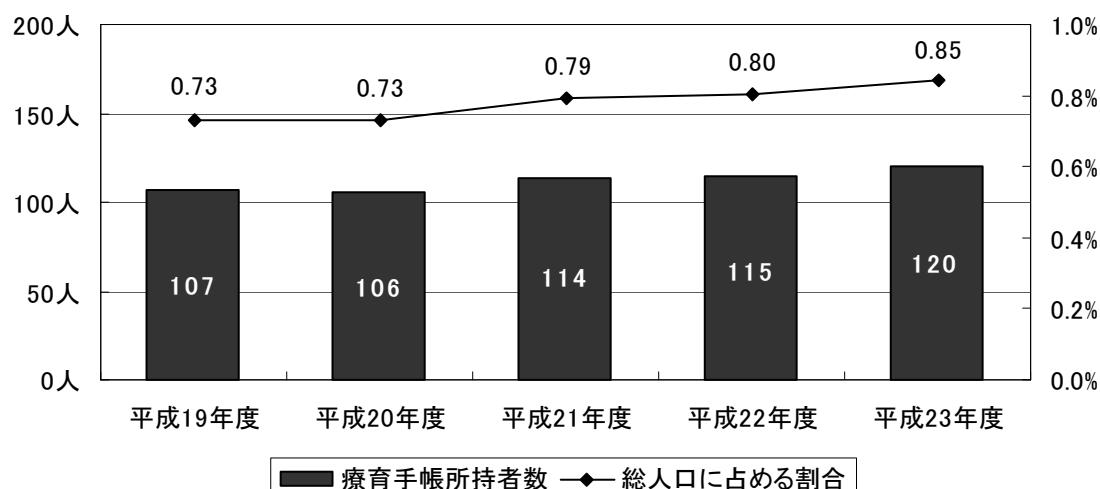
<療育手帳所持者数の推移>

単位：人

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
合計		107	106	114	115	120
年代別	18歳未満	23	21	20	20	25
	18歳以上	84	85	94	95	95
障がい程度別	A（重度）	68	67	67	68	67
	B（中・軽度）	39	39	47	47	53

資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

<療育手帳所持者数と総人口に占める割合の推移>



*1 療育手帳：児童相談所または障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がい児（者）に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくなることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

(3) 精神障がいのある人の状況

平成19年度から平成23年度の各年度10月1日時点の精神障害者保健福祉手帳^{*1}所持者数の推移をみると、全体では平成19年度の47人から平成23年度の87人と40人増加しています。

年代別にみると、ほとんどが「18~64歳」となっており、平成19年度以降増加し続けています。

障がい程度別にみると、「2級」が最も多く、平成23年度では54人と全体の62.1%を占めています。

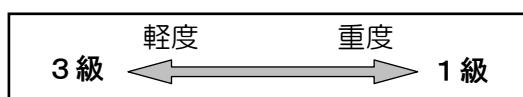
<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

単位：人

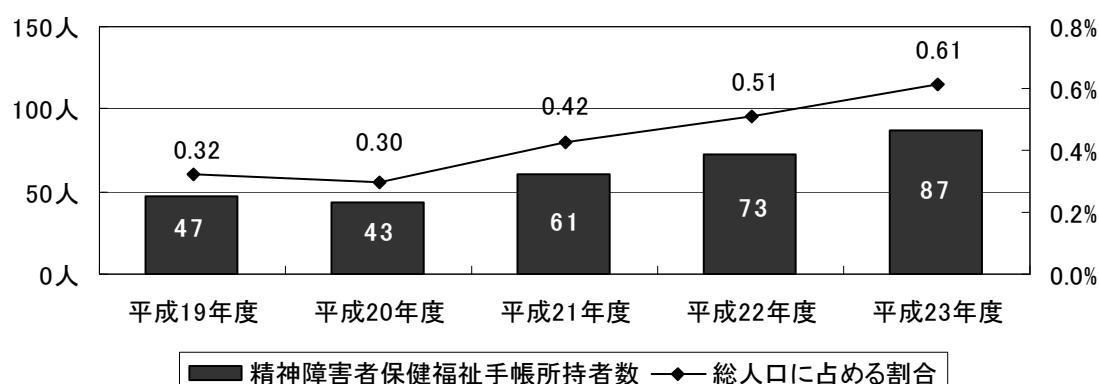
区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
合計		47	43	61	73	87
年代別	18歳未満	0	0	0	0	1
	18~64歳	46	42	61	65	75
	65歳以上	1	1	0	8	11
障がい程度別	1級	6	2	2	5	5
	2級	26	29	39	45	54
	3級	15	12	20	23	28

資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

<【参考】障がい程度の目安>



<精神障害者保健福祉手帳所持者数と総人口に占める割合の推移>



*1 精神障害者保健福祉手帳：精神障がいのある人が各種支援を受けやすくすることを目的として交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

平成 19 年度から平成 23 年度の各年度 10 月 1 日時点の自立支援医療^{*1} 対象者数の推移をみると、近年増加傾向にあり、平成 23 年度では 142 人となっています。

<自立支援医療対象者数の推移>

単位：人

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自立支援医療対象者数	121	125	121	135	142

資料：健康福祉課（各年度 10 月 1 日現在）



^{*1} **自立支援医療**：従来の更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療費公費負担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本的な視点
- 3 施策の体系

1 計画の基本理念

互いに理解し 支え合い ともに生きる

障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心していきいきと生活し、地域との“つながり”や、あたたかい“ふれあい”の中で、地域社会の一員として、自分らしい生活が自らの意思で選択できるような社会の実現をめざします。

そのためには、すべての障がいのある人について、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することや、社会を構成する一員として社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会を有することが大切です。同時に、障がいを理由に差別することや権利を侵害することなく、町民一人ひとりが障がい及び障がいのある人について正しい認識を持つことが大切です。

あわせて、基本的人権尊重の理念に立ち、障がいのある人もない人も同等な権利が得られるよう、さまざまな支援を進めていくことが必要となります。

本計画を障がいのある人だけを対象とするのではなく、町民全員の計画と位置づけ、障がいのある人もない人も対等の権利を持ち、住み慣れた地域でともに生活し、社会に参加できるまちづくりをめざします。



2 計画の基本的な視点

視点1 障がい特性に対する留意

従来は、身体障がいと知的障がいは障がい者施策、精神障がいは主として保健・医療施策の対象であり、障がい種別に法律が制定され事業体系が分立していました。しかし、障害者自立支援法の施行により、福祉サービスが共通の制度のもとで一元的に提供される仕組みとなったため、障がい種別、高齢者や児童といった年齢別等の違いも越えて、一人ひとりのニーズに応じた支援が重要となります。

ケアマネジメント^{※1}の手法を活用しながら、個人の特性をとらえた「必要な人に、必要なサービス」の提供をめざします。

視点2 一貫した相談・サービス提供体制の充実

障がいがあっても、地域で安心していきいきと暮らすためには、個々の障がいの状態や年代に応じ、本人が求めるニーズを踏まえた支援を行いつつ、生涯にわたってサポートできる仕組みづくりが必要です。そのためには、福祉・保健・医療・教育・就労等の各分野が一体となって、乳幼児期からの一貫した相談・支援体制を整備することが重要です。

相談支援の質を高め、地域生活に必要なさまざまなサービスが適切に提供できるよう、相談支援体制や関係機関のネットワーク構築の充実をめざします。

視点3 地域生活・活動の充実

障がいのある人に対する正しい知識と理解を深め、誰もが暮らしやすい地域社会を実現するためには、障がいのある人の地域における社会参加の場を設け、地域住民との交流機会を一層充実させていく必要があります。また、施設から地域生活への移行が進む中で、障がいのある人が生活の場として望む場所を選択し、可能な限り身近なところで必要なサービスを受けることができる体制を整えることが必要となります。

自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、地域生活への移行といった新たな課題に対応したサービス提供体制の整備をめざします。

視点4 就労の場づくり

障がいのある人の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの能力を最大限に発揮して社会生活を営むためには、広く町民に対して障がいのある人の雇用に対する理解を求め、障がいのある人が働きやすい環境づくりを進めることができます。関係機関と連携した就労支援を推進し、多様な働き方を可能にする施策の充実をめざします。

*1 ケアマネジメント：障がいのある人の地域における生活を支援するために、利用者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

3 施策の体系

サービスの体系	サービスの種類	具体的なサービス・事業
障がい福祉 サービス	1 訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ） ②重度訪問介護 ③行動援護 ④同行援護 ⑤重度障害者等包括支援
		①生活介護 ②自立訓練（機能訓練） ③自立訓練（生活訓練） ④就労移行支援 ⑤就労継続支援（A型） ⑥就労継続支援（B型） ⑦療養介護 ⑧短期入所（ショートステイ）
		①共同生活援助（グループホーム） ②共同生活介護（ケアホーム） ③施設入所支援
		①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援
		①障がい者相談支援事業 ②自立支援協議会 ③市町村相談支援機能強化事業 ④住宅入居等支援事業 ⑤成年後見制度利用支援事業
	2 日中活動系サービス	①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意思疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥住宅改修費
		①日中一時支援事業 ②社会参加促進事業 （自動車運転免許取得・改造助成） ③手話奉仕員養成研修事業 ④訪問入浴サービス事業 ⑤施設入所者就職支度金給付事業
地域生活支援事業	3 居住系サービス	
	4 相談支援	
地域生活支援事業	5 コミュニケーション支援事業	
	6 その他事業	

第4章 障がい福祉サービス

- 1 基本的な考え方
- 2 訪問系サービス
- 3 日中活動系サービス
- 4 居住系サービス
- 5 相談支援

1 基本的な考え方

障害者自立支援法の基本的な考え方を踏まえ、「障害程度区分」の認定を受けることによって、身体・知的・精神といった障がいの種別や年齢にかかわらず、さまざまな障がい福祉サービスが適切に利用できる仕組みづくりを進めます。

2 訪問系サービス

(1) サービスの内容、実績及び見込量

【見込量の定め方】

平成21～23年度の各サービス利用者数を基礎として、平成24年度以降の利用者の増加を勘案し、一人あたり利用量を乗じた量を見込みました。

障がいのある人の数の増加や施設等からの地域生活への移行を踏まえて、今後も一定の増加が見込まれます。

①居宅介護（ホームヘルプ^{※1}）

ホームヘルプサービスの支給が必要と判断された障がいのある人の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯及び掃除等の家事援助、通院時の介助を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	実績			見込み	第3期（見込み）		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護（ホームヘルプ）	実人数（／月）	34	29	27	29	31	33	
	時間分（／月）	656	442	500	537	574	611	

^{※1} ホームヘルプ：障がいのある人の家庭をホームヘルパーが訪問し、介護サービスや生活援助（家事）サービス、相談・助言を行い、利用者やその家庭が安心して在宅で生活を送ることができるよう援助するとともに、家族等介護者の介護負担の軽減を図ること。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
重度訪問介護	実人数（／月）	1	6	7	7	7	7
	時間分（／月）	20	361	341	463	463	463

③行動援護

知的障がい、精神障がいによる行動上の著しい困難があり、常時介護を要する人に対しヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
行動援護	実人数（／月）	0	0	0	1	1	1
	時間分（／月）	0	0	0	1	1	1

④同行援護

視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
同行援護	実人数（／月）	0	0	2	3	4	5
	時間分（／月）	0	0	3	9	12	15

⑤重度障害者等包括支援

障害程度区分6（児童については区分6に相当する心身の状態）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る）を包括的に提供するサービスです。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
重度障害者等包括支援	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0
	時間分（／月）	0	0	0	0	0	0

（2）支援の方向性

重複・重度化を含む3障がいの特性に応じるため、福祉サービス事業者や医療機関等との連携を強化するとともに、ホームヘルパー等の養成と確保を働きかける等、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、県・周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけていきます。



3 日中活動系サービス

(1) サービスの内容、実績及び見込量

【見込量の定め方】

平成21～23年度の各サービス利用者数を基礎として、平成24年度以降の利用者の増加、旧法施設から移行すると見込まれる人数を勘案し、一人あたり利用日数を乗じた量を見込みました。今後、旧法施設の新体系への移行に伴い、「生活介護」を中心に、利用量が増加するものと予測されます。

①生活介護

常時介護が必要であり、障害程度区分3以上である人、または年齢50歳以上で障害程度区分2以上である人に対して、昼間に、入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

実績及び見込量	単位	実績			見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
生活介護	実人数（／月）	20	24	45	57	60	63	
	人日分 ^{※1} （／月）	371	418	758	992	1,044	1,096	

②自立訓練（機能訓練）

自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	実績			見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
自立訓練（機能訓練）	実人数（／月）	1	1	1	1	1	1	1
	人日分（／月）	1	6	4	22	22	22	

※1 人日分：実人数それぞれの利用日数の合計値。

③自立訓練（生活訓練）

自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
自立訓練（生活訓練）	実人数（／月）	7	11	5	7	7	7
	人日分（／月）	119	125	97	154	154	154

④就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて一般企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
就労移行支援	実人数（／月）	3	5	5	7	7	7
	人日分（／月）	26	53	49	63	63	63

⑤就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満（利用開始時）の人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
就労継続支援（A型）	実人数（／月）	0	0	0	1	1	1
	人日分（／月）	0	0	0	22	22	22

⑥就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難で、一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したものの一般企業等への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等に生産活動・その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
就労継続支援（B型）	実人数（／月）	21	38	34	40	41	42
	人日分（／月）	425	620	674	880	902	924

⑦療養介護

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害程度区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害程度区分5以上で筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、主に昼間に医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
療養介護	実人数（／月）	0	0	0	2	2	2

⑧短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合等に、施設への短期間の入所を必要とする人を対象に、短期間、夜間も含めて入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
短期入所（ショートステイ）	実人数（／月）	11	13	14	16	17	19
	人日分（／月）	45	54	60	112	126	140

(2) 支援の方向性

福祉サービス事業者や医療機関等との連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切な日中活動の場と必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、利用ニーズの把握に努め、福祉サービス事業者等と連携してサービス調整を図るとともに、情報支援等を通じて事業者の移行を促進し、必要なサービス量の確保を図ります。

あわせて、公共職業安定所^{*1} や保健福祉環境事務所、商工会議所、福祉サービス事業者、民間企業、障がい者就業・生活支援センター^{*2} 等の関係機関とのネットワークの形成及び障がい者トライアル雇用^{*3} やジョブコーチ制度^{*4} 等の活用を促進します。雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障がいのある人への雇用に関する情報提供に努め、就労支援策の強化、雇用促進を図ります。また、工賃の確保等にも留意し、サービス提供体制の整備を進めます。

^{*1} **公共職業安定所**：通称は「ハローワーク」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務等を行う。

^{*2} **障がい者就業・生活支援センター**：就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・雇用等の関係機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施。

^{*3} **障がい者トライアル雇用**：障がいのある人に対する知識や雇用経験が浅い事業所を中心に、試行期間として雇用してもらい、障がい者雇用の機会を拡大していくこうとするもの。期間は原則として3か月で、労働基準法等の労働関係法令に基づき事業主と障がいのある人との間で雇用契約を結び、労働保険等が適用される。

^{*4} **ジョブコーチ制度**：障がいのある人が職場に適応し、定着できるよう、就職の前後を通じて職場等に出向いて直接支援を行うほか、事業主等に対しても必要な助言をする職場適応援助者制度のこと。平成14年に障がいのある人の雇用支援事業として開始。

4 居住系サービス

(1) サービスの内容、実績及び見込量

【見込量の定め方】

平成21～23年度の各サービス利用者数を基礎として、平成24年度以降の利用者の増加を勘案し、見込みました。今後、施設等から地域生活への移行に伴い「共同生活援助」「共同生活介護」の利用量が増加するものと予測されます。

①共同生活援助（グループホーム）

就労している、もしくは就労継続支援等の中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、主に夜間に共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21 年度	平成 22 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 (グループホーム)	実人数（／月）	3	4	3	5	6	6

②共同生活介護（ケアホーム）

生活介護や就労移行支援等の中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の支援を必要とし、障害程度区分2以上の人を対象に、主に夜間に共同生活を行う住居（ケアホーム）で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21 年度	平成 22 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活介護 (ケアホーム)	実人数（／月）	11	16	16	21	26	31

③施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所が困難な人、または生活介護の対象となっている障がいのある人を対象に、施設に入所して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
施設入所支援	実人数（／月）	7	9	36	31	26	21

（2）支援の方向性

グループホームやケアホームについては、知的障がい・精神障がいのある人が仲間とともに、地域の中で必要な支援・介護を受けながら暮らす生活の場として、今後整備の必要性が高まると考えられます。そのため、地域への理解促進、事業者や障がい者諸団体等への情報提供等を行い、整備の支援に努めます。

また、施設入所支援については、認定審査を通じて決定する障害程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。



5 相談支援

(1) サービスの内容、実績及び見込量

【見込量の定め方】

平成21～23年度のサービス利用者数を基礎として、平成24年度以降の利用者の増加を勘案し、見込みました。今後、対象者の把握・サービス提供体制の充実に伴い、利用者の増加が予測されます。

①計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画相談支援	実人数（／月）	0	0	0	2	6	12

②地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域移行支援	実人数（／月）	-	-	-	1	1	1

③地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人やひとり暮らしへと移行した障がいのある人等が、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談等の対応に必要な便宜を供与します。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域定着支援	実人数（／月）	-	-	-	1	1	1

(2) 支援の方向性

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人が、ニーズに応じた福祉サービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。

また、障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または、精神科病院に入院している精神障がいのある人の地域移行や地域定着を進めるため、相談支援（住居の確保、同行援護、常時の連絡体制、緊急事態への対応等）の充実を図ります。そのため、対象者の把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。



第5章 地域生活支援事業

- 1 基本的な考え方
- 2 相談支援事業
- 3 コミュニケーション支援事業
- 4 日常生活用具給付事業
- 5 移動支援事業
- 6 地域活動支援センター事業
- 7 その他事業

1 基本的な考え方

地域生活支援事業は、市町村が実施主体となる事業で、障がいのある人がその能力や適性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むためのサービスを提供するものです。地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ります。

また、複数の市町村が連携し広域的に実施することや、事業の全部または一部を委託することも可能となるため、利用者ニーズや桂川町の資源等を勘案し、実情に応じたサービスの確保に努めます。

2 相談支援事業

(1) サービスの内容

①障がい者相談支援事業

障がいのある人や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助等を行います。

障がい者相談支援事業	実施形態	広域：桂川町、飯塚市、嘉麻市
	実施者	委託：障がい者生活支援センター B A S A R A 障がい者生活支援センター かさまつ 障がい者相談支援センター たいよう 障がい者生活支援センター さんあび 生活相談センター フォスク

②自立支援協議会

地域におけるネットワークの構築が不可欠であることから、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク（自立支援協議会）に対して、相談支援事業の実施状況報告・情報提供に取り組み、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク (自立支援協議会)	実施形態	広域：桂川町、飯塚市、嘉麻市
-----------------------------------	------	----------------

③市町村相談支援機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

④住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等の地域生活を支援します。

⑤成年後見制度^{*1} 利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、同制度の利用の促進により権利擁護を図るために、審判の申し立て（2親等以内の親族の存在が明らかでも支援が見込まれない場合に、町長が申し立てできるため）や、申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

（2）サービスの実績及び見込量

【見込量の定め方】

現在の状況並びに今後の動向・予定を踏まえて、実施の有無を設定しています。

単位等	実績	見込み		第3期（見込み）			
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
相談支援事業							
障がい者相談支援事業	実施箇所数	3	3	5	5	5	5
自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施箇所数	3	3	5	5	5	5
	のべ件数（/年）	1	2	1	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	実施箇所数	3	3	5	5	5	5
	のべ件数（/年）	0	0	0	1	1	1

*1 成年後見制度：知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、これらの人を不利益から守る制度。

(3) 支援の方向性

相談支援事業については、発達障がいのある人も含め、障がい種別にかかわらず誰もが相談に応じられるよう、専門職員の配置を図る等総合的な相談支援体制の確立を図ります。その上で、障がい者相談支援事業として、福祉サービスの利用援助（相談、情報提供、助言、連絡調整等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介等の相談支援を行います。

また、地域において相談支援事業を適切に実施していくために自立支援協議会を中心に、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応のあり方についての協議並びに指導・助言を行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの構築を図ります。

住宅入居等支援事業については、賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がいのある人について、障がいのある人と家主等との入居契約手続きに係る支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行うことで、障がいのある人の地域生活を支援します。

成年後見制度利用支援事業については、障がいのある人の権利擁護を進めるために、成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の利用を引き続き支援します。



3 コミュニケーション支援事業

(1) サービスの内容

聴覚及び音声・言語機能障がいのある人に対して、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援するため、手話通訳者等を派遣することにより、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

コミュニケーション支援事業	実施形態	町単独
	実施者	委託：桂川手話の会等

(2) サービスの実績及び見込量

【見込量の定め方】

現在の状況を踏まえ、利用意向、今後の周知・体制の整備に伴う自然増を勘案して見込んでいます。

	単位等	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
要約筆記奉仕員※ ¹ 派遣事業	実利用者数	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員※ ² 派遣事業	実利用者数	3	6	5	5	5	5
手話通訳者派遣事業	実利用者数	0	0	1	1	1	1
手話通訳設置事業	設置人数	0	0	0	0	0	0
その他（点訳等）	実利用者数	0	0	0	0	0	0

(3) 支援の方向性

聴覚及び音声・言語機能に障がいのある人の外出や社会参加を支援するため、地域における手話通訳者や要約筆記者を把握するとともに、ボランティア団体や手話サークル等との連携を強化し、手話通訳者や要約筆記者の人材の養成・確保に努めます。

また、障がいのある人を対象にコミュニケーション支援事業を周知し、サービスの利用促進を図ります。

※¹要約筆記奉仕員：聴覚障がいのある人に対して、話の内容をその場で文章にして伝える筆記通訳者のこと。大会等の場において講演内容等を要約筆記するほか、広報活動等に協力する。

※²手話奉仕員：手話奉仕員養成事業において、奉仕員として登録されている人。

4 日常生活用具給付事業

(1) サービスの内容

障がいのある人に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るサービスです。

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、その他の障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
住宅改修費	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

(2) サービスの実績及び見込量

【見込量の定め方】

平成21～23年度の実施状況を基礎として、利用意向、今後の周知・体制の整備に伴う自然増を勘案して見込んでいます。

	単位等	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	のべ件数 (／年)	0	1	3	4	4	4
自立生活支援用具		0	1	0	3	3	3
在宅療養等支援用具		2	2	1	2	2	2
情報・意思疎通支援用具		0	1	0	2	2	2
排泄管理支援用具		320	380	419	443	467	491
住宅改修費		0	0	1	2	2	2

※件数は、1か月分を1件とする。

(3) 支援の方向性

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、事業の周知を図り、障がいの種別や程度といったそれぞれの特性に合った適切な日常生活用具の給付に努めます。



5 移動支援事業

(1) サービスの内容

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とした外出時の移動を支援するサービスです。

個別支援が必要な障がいのある人に対するマンツーマンでの支援（個別支援型）と、グループ活動等の複数に対する同時支援（グループ支援型）を行います。

(2) サービスの実績及び見込量

【見込量の定め方】

平成21～23年度の実施状況を基礎として、利用意向、今後の周知・体制の整備に伴う自然増を勘案して見込んでいます。

	単位等	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
移動支援事業	実利用者数	29	31	28	30	32	34
	のべ時間（／年）	3,402	3,690	2,542	3,631	3,873	4,115

(3) 支援の方向性

障がいのある人の社会参加や余暇活動を促すため、事業の周知に努めるとともに、障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを提供できるように努めます。また、福祉サービス事業者へ、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

さらに、移動ボランティア、送迎ボランティア等の障がいのある人の外出を支えるボランティアの育成支援に努めます。

6 地域活動支援センター事業

(1) サービスの内容

障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創意的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供するサービスです。

種類	内 容
I型	<ul style="list-style-type: none">○従来の「地域生活支援センター」に該当するもの。○基礎的事業に加え、専門職（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。○相談支援事業をあわせて実施、ないし委託を受けていることを要件とする。
II型	<ul style="list-style-type: none">○従来の「居宅生活支援（デイサービス※1）」に該当するもの。○地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。
III型	<ul style="list-style-type: none">○地域においておおむね5年以上安定的な運営が図られている小規模作業所等から移行するもの。

地域活動支援センター事業	実施形態	広域：桂川町、飯塚市、嘉麻市
	実施者	委託：N P O 嘉飯山ネット B A S A R A 施設：地域活動支援センター i z u m i

※1 デイサービス：在宅の障がいのある人、要援護高齢者等が施設に通い、個人の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、食事の提供、機能訓練等を受けるサービス。

(2) サービスの実績及び見込量

【見込量の定め方】

平成21～23年度の実施状況を基礎として、利用意向、今後の周知・体制の整備に伴う自然増を勘案して見込んでいます。

	単位等	実績		見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域活動支援センター事業 (I型)	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	4	5	3	5	5	5
地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(3) 支援の方向性

専門職員を配置し、福祉・保健・医療・教育及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発、社会適応の支援等の事業を推進します。地域活動支援センターに通うことができる障がいのある人の把握に努め、障がいの特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実を図ります。

また、障がいのある人にとって活動の場となる地域活動支援センターが、専門的な相談に応じられることは重要であり、専門的な相談体制の確保に努めます。



7 その他事業

(1) サービスの内容

①日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、各種社会福祉法人により日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。

②社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成）

障がいのある人の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

③手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成するために、研修の実施やそれに係る支援を行います。聴覚・言語機能障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術等を習得することを目標に養成しています。

④訪問入浴サービス事業

外出が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車により利用対象者の家庭を訪問し、入浴及び清拭、またはこれに伴う介護を提供します。

⑤施設入所者就職支度金給付事業

就労移行支援事業もしくは就労継続支援事業を利用して施設に入所している人、または身体障害者更生援護施設に入所している人が訓練を終了し、就職等により、自立した場合において、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。

(2) サービスの実績及び見込量

【見込量の定め方】

平成21～23年度の実施状況を基礎として、利用意向、今後の周知・体制の整備に伴う自然増を勘案して見込んでいます。

	単位等	実績			見込み	第3期（見込み）		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 26年度
日中一時支援事業	実利用者数	6	6	6	7	8	9	
	のべ回数（／年）	91	79	107	140	160	180	
社会参加促進事業 (自動車運転免許取得・改造助成)	のべ件数（／年）	1	0	1	1	1	1	
手話奉仕員養成研修事業	参加者数（／年）	13	0	14	13	13	13	
訪問入浴サービス事業	実利用者数	-	-	1	2	3	4	
施設入所者就職支度金給付事業	のべ件数（／年）	-	-	0	1	1	1	

(3) 支援の方向性

事業内容の広報・啓発に努めるとともに、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援に努めます。また、障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。

日中一時支援事業については、福祉サービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。



第6章 平成26年度に向けた数値目標

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2 福祉施設から一般就労への移行

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
入所者数（基準値）	23人	平成17年10月1日の人数（A）
目標年度入所者数	21人	平成26年度末時点の利用見込み（B）
目標値 (削減見込み)	2人	(A) - (B) = (C)
	8.7%	(C) ÷ (A) = (D)
目標値 (地域生活移行数)	15人	施設入所からグループホーム、 ケアホーム等への移行者数

※この場合の「入所施設」とは、長期の入所が常態化している施設（身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設[入所]、知的障害者授産施設[入所]、精神障害者入所授産施設）を指す。

※「地域生活移行」とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホームやケアホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した者をいう（家庭復帰を含む）。

※第3期計画策定時の目標数値については、平成22・23年度の入退所実績及び現入所者等の障害程度区分、施設、事業所の新体系移行調査に基づき試算。

2 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
年間一般就労移行者数 (基準値)	0人	平成17年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
目標値（目標年度の年間一般就労移行者数）	1人	平成26年度に施設を退所し、一般就労する人の数

第7章 計画の推進体制

- 1 サービス利用支援体制の推進
- 2 計画の推進・評価体制

1 サービス利用支援体制の推進

(1) 制度・サービスに関する情報提供体制の充実

障害者自立支援法の目的である「障がい者及び障がい児が自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会」を実現するためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、第3期障がい福祉計画の策定等を通じて障害者自立支援法の趣旨の普及・啓発を図ります。

また、制度や新しいサービス体系、地域生活支援事業の内容等について、広報等を活用し情報提供の充実を図ります。

(2) 人材の育成と資質の向上

人材の育成については、サービス提供に係る責任の所在の明確化やこれに係る専門職員の養成のみならず、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、障がい福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。

障がい福祉サービスや相談支援が適切に実施されるよう、県等の関係機関と連携を図り、保健師等の行政職員の人材育成と確保に努めるとともに、相談支援従事者等のサービスの提供に関わる人材の育成及び資質の向上に努めます。

(3) 地域資源の有効活用

障がい者諸団体やボランティア団体、NPO^{※1}（特定非営利活動法人）等に対し自主的・積極的な活動を促進するとともに、協力体制を築き、障がいのある人を地域で支える体制づくりを推進します。

(4) 事業者の参入促進

旧体系サービスからの円滑な移行を促進するとともに、利用者のニーズに対応できるよう、事業者に対する情報提供等により、参入促進を図ります。

^{※1}NPO：社会的な活動を行う民間組織で、利潤目的ではなく社会的な目的を持つ組織のこと。

2 計画の推進・評価体制

(1) 関係機関等との連携

障がいのある人が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する町民、NPO、ボランティア団体、福祉サービス事業者、企業、社会福祉協議会及び町や県といった行政等が協働の視点に立ってそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

障がいのある人の地域生活支援として重要な役割を担う相談支援体制については、飯塚市・嘉麻市と共同で飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク（自立支援協議会）を設置する等、広域的な体制の整備を図ります。

(2) 相談支援体制の構築

①障がい者生活支援センター

相談支援を行う「障がい者生活支援センター」は、身体・知的・精神障がいの3障がいに対応することを基本にしながら、専門性を發揮して相談支援にあたります。

現在、「かさまつ（あんじゅ園）」及び「BASARA」、「たいよう（つばさ学園）」「さんあび」「フォスク」の5センターを、飯塚市・嘉麻市と共同設置及び運営しています。

<障がい者生活支援センター一覧>

事業所名・法人名	センター所在地	備考
障がい者生活支援センター BASARA (特定非営利活動法人 嘉飯山ネットBASARA)	飯塚市吉原町6番1号 あいタウン4階	
障がい者生活支援センターかさまつ (社会福祉法人 和光会)	飯塚市有安959番地4 (笠松あんじゅ園内)	
障がい者相談支援センターたいよう (社会福祉法人 翼会)	嘉麻市下臼井1012番地3 (つばさ学園内)	飯塚市・嘉麻市と 共同設置・運営
障がい者生活支援センターさんあび (特定非営利活動法人いいづか障害児者団体協議会)	飯塚市柏の森956番地4	
生活相談センターフォスク (特定非営利活動法人ピーサス)	飯塚市口原1061-6	

(平成24年3月末現在)

②飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク

平成24年4月1日に施行される障害者自立支援法の一部改正により、「自立支援協議会」が法律上位置づけられます。桂川町では、平成21年4月に飯塚圏域において飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク（自立支援協議会）を設置しています。

飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク（自立支援協議会）では、桂川町及び飯塚市・嘉麻市の障がい福祉担当課や障がい者生活支援センターを運営主体とし、障がいのある人の視点に基づく相談支援事業の運営評価や、地域生活支援に資する人材の育成、また不足している社会資源の開発や障がい者施策への反映等を行い、地域におけるネットワークの構築・強化を推進します。

そのために、同ネットワークでは個別調整会議・運営会議・全体会議の3つの会議を核としており、現在は就労専門部会も設置しています。

＜地域自立支援ネットワークを構成する各会議の役割＞

○個別調整会議

- ・個人の課題解決のために必要な事項を議題として開催する。
- ・個別ケースに応じて開催（随時、複数回）し、関係者が情報の共有及び交換を行うことで、問題解決のために必要な議論を行う。

○運営会議

- ・各地域における個別調整会議の内容報告、困難事例解決について2市1町の広域レベルでの協議を随時行う。

○全体会議

- ・個別調整会議及び運営会議に関係したすべての事業者、行政関係者等が参加し、ネットワーク全体の課題について協議を行う。

○専門部会

- ・各会議において明らかになった地域における障がい者施策における課題について、専門的に調査・研究を行う。

③障がい者虐待防止センター

飯塚市・嘉麻市と連携のもと、障がいのある人への虐待に関する相談等を行う障がい者虐待防止センターを設置し、障がいのある人の虐待防止、虐待の早期発見、権利擁護等に対応できる体制整備を図ります。

(3) 給付の適正化

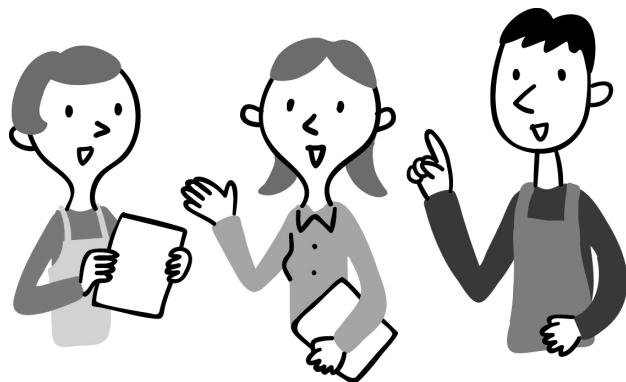
サービス事業者の質の向上を図るとともに、サービス利用者にとって真に必要なサービスが提供されるよう、審査会による「障害程度区分」の適切な認定に努めます。

(4) 庁内推進体制の整備

障がい者施策については、保健・医療・教育・就労等全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

(5) 計画の点検・評価

本計画の進行管理は、障害者基本法第34条に基づき設置される「桂川町障害者施策推進協議会」において行います。障がい者施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために必要な事項を調査審議することを目的とし、庁内関係各課や町民・関係団体による評価・意見を踏まえ、国の社会福祉制度改革の動向も見極めながら、推進体制の整備と計画の周知及び進行管理、評価・見直しを行っていきます。



資料編

桂川町障がい福祉計画策定委員会設置要綱
桂川町障がい福祉計画策定委員会委員名簿
桂川町障がい福祉計画策定委員会開催内容

桂川町障がい福祉計画策定委員会設置要綱

告 示 第90号

平成23年7月1日

桂川町要綱第18号

(設置)

第1条 桂川町障がい福祉計画（以下「福祉計画」という。）の見直しに当たり、各専門分野の立場から総合的な意見を聴き、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、桂川町障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行い、意見の集約をする。

- (1) 福祉計画の見直しに関する事項
- (2) その他、必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、委員10人をもって組織し、別表に掲げる団体又は機関の代表者（当該団体又は機関から推薦を受けた者を含む）の中から町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の任務が完了するまでとする。

2 その職にあることにより、委員になった者が当該職を辞任したときは、委員の職も辞任したものとみなす。ただし、後任者は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長、副会長は、委員のうちから互選により選出する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ、会長が召集する。会長は会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行し、平成 24 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

別表（第 3 条関係）

桂川町障がい福祉計画策定委員選出団体 名簿

団体又は機関	
1	桂川町議会
2	桂川町民生児童委員協議会
3	桂川町社会福祉協議会
4	桂川町身体障害者福祉協会
5	桂川町手話の会
6	桂川町心身障害児者育成会
7	桂川町教育委員会
8	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
9	飯塚公共職業安定所
10	飯塚医師会

桂川町障がい福祉計画策定委員会委員名簿

選出機関名	役職名	氏 名
桂川町議会	文教厚生委員会	◎藤川 正恭
桂川町民生児童委員協議会	民生児童委員 副会長	山野 政行
桂川町社会福祉協議会	福祉活動専門員	小林ベティ和恵
桂川町身体障害者福祉協会	会 長	原中 富志光
桂川町手話の会	会 長	右田 よう子
桂川町心身障害児者育成会	会 長	○田中 光朗
桂川町教育委員会	委 員	大塚 敏子
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	社会福祉課長	河原 信子
飯塚公共職業安定所	統括職業指導官	津崎 義久
飯塚医師会	理 事	木原 宏介

◎：会長 ○：副会長

任期：平成 23 年 9 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

桂川町障がい福祉計画策定委員会開催内容

開催日	会議	内容
平成 23 年 11 月 24 日	第 1 回策定委員会	計画の策定趣旨、策定スケジュールについて
平成 24 年 2 月 2 日	第 2 回策定委員会	計画素案について
平成 24 年 3 月 7 日	第 3 回策定委員会	計画案の承認

桂川町第3期障がい福祉計画

発行年月○平成24年3月

発行○福岡県 桂川町

編集○桂川町 健康福祉課

〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居361番地

電話：0948-65-0001 FAX：0948-65-0078



桂川町